

大阪府で働く  
臨時教職員の  
みなさんへ  
【大阪市・堺市は除く】

## 要求実現!

- ✿ 「空白の一日」の解消
- ✿ 長期休業中の任用継続
- ✿ 賃金改善
- ✿ 交通費の実費支給

# 臨時教職員の権利パンフレット

2022年度版

1. 臨時教職員とは……………P3
2. 賃金・諸手当……………P4
3. 社会保険や年金……………P6
4. 年休や休暇……………P6
5. 母性保護に関する諸権利…P8

- 大教組 -

大阪教職員組合

よくわからないことや、困ったことがあれば、  
お気軽にご相談ください。



◁ホームページQRコード

<http://www.daikyoso.net>

働く条件・採用制度の改善  
希望する全員の雇用確保  
いっしょに力を合わせましょう

# 力を合わせて 働く条件の改善を あなたも大教組へ



## みんなで要求・願いを実現しよう

現在、大阪にはたくさんの臨時教職員の方がいます。「いつまで働けるのだろうか?」「次の任用はあるのだろうか?」という雇用の不安、採用試験のことや臨時教職員であるために職場で相談できないなど数多くの不安や悩みがあると思います。大教組臨時教職員部は、賃金・待遇改善や採用制度の改善などを求めとりくみをおこない改善させてきました。安心して働くことができるよう、大教組に加入し、要求・願いを実現しましょう。

大教組臨時教職員部 部長 松田 光彦



## めざそう!! 仲間とともに 「正規採用へ」

### 教員採用試験学習会(めざとも)

「担任業務が忙しくて、採用試験の勉強は後回し」「何年も正規と同じように働いて、学校の教育を支えているのになぜか不合格」「面接で、どんなふうを受け答えしたら…。」正規教員になりたいという願いを応援するために「めざとも」がはじまりました。毎年たくさんの参加者があり、大きな期待が寄せられています。

大教組は、現場での臨時教職員経験を考慮した教員採用選考となるよう、運動しています。

#### 「めざとも」 参加者の声



## 大教組は 学ぶ・つながる とりくみを大切にしています

#### Voice 01

講師経験をされた先生からの合格体験談からは、準備しておくことの大切さに改めて気付かされ、とても貴重な機会でした。

#### Voice 02

面接では、改善点をはっきり教えてもらえるところがよかったです。よくないところをストレートに伝えてもらい参考になりました。

### 組合への加入を心から呼びかけます

大阪には、期限付講師など臨時的任用職員、非常勤講師・職員など多数の臨時教職員が配置され、学校現場を支えてがんばっています。しかし、賃金や労働条件などその待遇は低くおさえられ、採用選考においても臨時教職員経験が十分に考慮されていません。臨時教職員の要求は切実で、重要な課題となっています。要求を前に進めるためには、大教組の力を大きくすることがどうしても必要です。ご一緒に力を合わせましょう。

### 大阪教職員組合 - 大教組 -

TEL. 06-6768-2330

FAX. 06-6768-2239

Mail. daikyoso@daikyoso.jp

H P . <http://www.daikyoso.net>

よくわからないことや、困ったことがあれば、お気軽にご相談ください。



### 私は大阪教職員組合(大教組)の 市町村・府立学校の組合に加入します。

年 月 日

ふりがな 名 前		立
生年月日	年 月 日	学校(園)

- ご記入いただいた個人情報は、組合からの連絡の他、全教共済、全教自動車保険のご案内のために利用することがあります。
- これ以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることはありません。
- お申込は上記の内容をご記入の上、お近くの教職員組合(全教)や組合員にお届けいただくか、下記まで郵送・FAXしてください。

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館706 大阪教職員組合宛 TEL.06-6768-2330 FAX.06-6768-2239

# 1 臨時教職員とは？

## 常勤 任期付任用教職員、臨時的任用教職員

職名	法的位置づけ	雇用形態や期間
期限付き講師、臨時講師(病休・休職等の代替教員)、臨時主事・技師(病休・休職等の代替職員を含む)	臨時的任用 地公法第22条3項	雇用は6ヶ月を超えない期間。 病気休暇代替は本務者の休業期間。 <b>長期休業中も任用。</b>
産休・育休代替の臨時講師、臨時主事、技師、養護助教諭	「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」、「地方公務員の育児休業等に関する法律」	雇用は、産休・育休期間で、常勤。4ヶ月以上の教員の育休には3日以内の事務引継ぎ日が増加算。

## 会計年度任用職員

非常勤講師、非常勤補助員	地公法第17条及び第22条の2	1年を超えない範囲での任用期間
--------------	-----------------	-----------------

- 従前は期限付講師の一年をこえて引き続く任用の場合は、1日以上の期間を空けていましたが、2019年度末から「空白の1日」は無くなりました。

### 定数内期限付講師の任用期間

4月1日～9月30日(採用時)10月1日～3月31日(更新分)

「空白の1日」の解消について組合は長年、交渉で取り上げ、要求してきました。「空白の1日」が解消されたことにより賃金・待遇改善がされました。

※年休が19日→20日

※次年度、常勤で任用される場合、夏期一時金が100%支給(改善前は80%)など

- 育児休業に伴う引き継ぎ日については、本務者の育児休業が終了し、本務者が復帰するに際し、3日以内の代替教員の任用期間の延長が認められています(育休期間<産休から引き続く場合は産休期間も含む)が4月(つき)以内の場合は除く)。復帰時が、学期末の場合は1週間以内、学年末(最高学年担当者は2月を含む)の場合は2週間以内で代替教員の任用延長が認められます。

- 病気休職・介護休職に伴う代替の教職員については、**2020年8月から「学期間雇用」が廃止され、長期休業中も任用継続が可能になりました。大教組は「学期間雇用」の不当性を交渉で訴え、長期休業中の任用継続を強く求めてきました。**(実習教員・調理員の代替の非常勤補助員は対象外)

- 賃金・休暇・勤務時間については、労働契約時に管理職から必ず説明を受けましょう(管理職には説明義務があります)。非常勤講師については、「労働条件の明示書」で雇用契約の内容が各人に明示されています。

- 介護休暇、産・育休代替配置される臨時教職員の任用期間について、大阪府教育委員会は「原則として任用事由の存続している範囲内での任用」ですが、**任用期間中で任用事由が消滅したケースであっても辞令どおりの任用を個別に保障させています。**

※労働基準法第20条…使用者は労働者を解雇しようとする場合、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃を支払わなければなりません。

# 2 賃金・諸手当はどうなってるの？

## 初任給基準

義務制.....小中学校教育職給料表  
 高校・障害児学校...高等学校等教育職給料表  
 大学卒...1級25号      短大卒...1級15号

$$\text{「給料」} = \text{給料月額} + \text{教職調整額}$$

## 各給料表の最高号給(2021年4月～)

高等学校等給料表(1級169号給)	334,800円
小・中学校給料表(1級157号給)	317,300円
行政職(一)(1級157号給)	305,600円
医療職(二)(1級157号給)	304,600円

※2020年4月から、給料表の上限撤廃が実現しました。

## 1. 任期付任用教職員・臨時的任用教職員

●任用期間中、昇給はありません。給料は新しく採用される度に経験年数換算表によって経験年数を換算し初任給基準に号給の加算調整が行われます。

例えば、国家公務員、地方公務員や教員としての前歴経験がある場合は10割の換算率で、12ヶ月で4号とみて初任給に換算します。

※正規教職員が55歳以降昇給停止になっているため、臨時教職員(常勤)の55歳以降の経験年数は換算されません。

- 通勤手当(住居から勤務地まで片道2km以上ある場合に支給)
- ◆交通機関利用者…6ヶ月定期代を年2回(4月と10月)支給
- ◆交通用具(車・バイクなど)利用者…距離に応じて手当を支給
- 旅費…公務で出張、研修等に参加した場合、交通費が支給されます。
- 住居手当  
 家賃月額16,000円以上の場合支給  
 借家・借間の場合…最高支給限度額28,000円  
 家賃月額27,000円以下の者…(家賃月額)－16,000円  
 家賃月額27,000円を超える者  
 …11,000円+(家賃月額－27,000円)/2
- 諸手当・一時金は基本的に正規教職員と同等の扱いです。諸手当には教職調整額、地域手当、教員特別手当、扶養手当、期末・勤勉手当、住居手当、通勤手当などがあります。扶養手当、住居手当、通勤手当は届け出をしないと支給されませんので、事実が生じた場合はすぐ届け出を出しましょう。

## 期末・勤勉手当(一時金)

●基準日に在籍している臨時的任用・任期付任用教職員には正規教職員と同様に在職期間に応じて支給されます。

基準日前1ヶ月以内に退職した者も含まれます。

(基準日) 夏期手当…6月1日 / 年末手当…12月1日

$$\text{期末手当} = (\text{「給料」} + \text{扶養手当} + \text{地域手当}) \times \text{支給割合}$$

$$\text{勤勉手当} = (\text{「給料」} + \text{地域手当}) \times \text{支給割合}$$

	支給日	期末手当	勤勉手当	合計
夏期手当	6月30日	1.20月	0.95月	2.15月
年末手当	12月10日	1.20月	0.95月	2.15月
合計	—	2.40月	1.9月	4.30月

大教組は  
こう考えて  
います

## 同一労働・同一賃金！

「教諭」は給料表2級、「講師」は1級となっています。同じ仕事をしているならば、同じ賃金であるべきと2級適用を求めています。ぜひ、私たちの組合に加入して、一緒に待遇改善を実現しましょう。

## 01 期末手当の在職期間の計算

在職期間	6月(夏期)・12月(年末)		
	支給割合/月	在職割合	支給率/月
6ヶ月	1.20	100/100	1.20
5ヶ月以上6ヶ月未満	1.20	80/100	0.96
3ヶ月以上5ヶ月未満	1.20	60/100	0.72
3ヶ月未満	1.20	30/100	0.36

※2019年度から夏期と年末の支給月数は同じになりました。

## ●退職手当

## 1) 一般の退職手当

退職(任用期間の満了)に際しては退職手当が支給されます。

退職手当 = 基本額(退職日給料月額) × 支給率(退職理由・勤続年数別)

引き続き6ヶ月以上勤務した臨時的・任期付任用教職員に支給されます。(退職手当条例第3条適用)

支給率…退職事由が期限満了の場合は給料月額の0.87ヶ月分

…退職事由が自己都合の時は0.552ヶ月分

## 2) 失業者の退職手当

退職手当条例第11条の規定にもとづき支給されます。

## ① 受給資格

- ・勤続期間が12月以上あること(65歳以上は6月)
- ・退職日の翌日から1年以内で、失業していること
- ・一般の退職手当の額が、雇用保険法が適用されると仮定した場合の「基本手当」の総支給額に満たないこと
- ・待機日数を超過して失業していること

※待機日数 = [受給した一般の退職手当額] ÷ [雇用保険の基本手当日額]

## ② 支給される額

支給額 = [雇用保険の基本手当日額] × [失業日数]

※失業日数 = [基本手当の所定給付日数(90日)] - [待機日数]

## ③ 支給される時期

最寄りの公共職業安定所で失業の証明を受けた翌月に支給

## 3) 雇用保険

加入資格…任用期間が31日以上6ヶ月未満

※任用が6ヶ月未満の場合は、雇用保険に加入することになります。

※任用が継続され、6ヶ月以上となった場合は、退職手当の支給が見込まれるため、雇用保険の資格喪失となります。

大教組は  
こう考えて  
います

非常勤講師の賃金は09年度、月額報酬制が廃止され、1時間あたりの報酬に改悪されました。大教組は月額制に戻すことや、一時金を全ての非常勤教職員に勤務時間に応じて支給するとともに常勤と同じように、勤勉手当を支給することも要求しています。

## 02 勤勉手当の勤務期間の計算

勤務期間	支給割合/月	在職割合	支給率/月
6ヶ月	0.95	100/100	0.95
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	0.95	95/100	0.9025
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	0.95	90/100	0.855
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	0.95	80/100	0.76
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	0.95	70/100	0.665
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	0.95	60/100	0.57
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	0.95	50/100	0.475
2か月15日以上3ヶ月未満	0.95	40/100	0.38
2か月以上2か月15日未満	0.95	30/100	0.285
1ヶ月15日以上2か月未満	0.95	20/100	0.19
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	0.95	15/100	0.1425
15日以上1ヶ月未満	0.95	10/100	0.095
15日未満	0.95	5/100	0.0475

月によって期間を計算するときには、民法第143条によって行う。例えば、5月10日から6月9日まで、7月31日から8月30日までを1ヶ月とみます。1ヶ月に満たない期間が2つ以上あるときは、合算して30日を1ヶ月とみまます。

## 2. 会計年度任用職員

●非常勤講師…授業1時間あたり2880円

●非常勤補助員(1時間単価)  
職種や経験年数により変わります。

◆週29時間勤務者…992円～1277円

◆週29時間未満勤務者

・昼間に授業を行う学校または課程1090円～1221円

・夜間に授業を行学校または課程1180円～1221円

※大阪府の最低賃金が2021年10月から引き上げられた結果、非常勤補助員の賃金も改善されました。また、長年、大教組が要求してきた経験年数による賃金決定が2022年4月より行われるようになりました。

●交通費…時間割変更・行事等により勤務曜日以外に出勤した場合も支給(2015年4月～)

●任用期間が6ヶ月以上で、勤務時間が週あたり15時間30分以上あれば期末手当が支給されます。

※15時間30分以上の勤務時間の考え方

(①または②)

①任用期間全期間を平均した週当たりの勤務時間が15時間30分以上

②任用期間において、月ごとに平均した週当たりの勤務時間が15時間30分以上ある月が6ヶ月以上

# 3 社会保険や年金はどうなってるの？

## 1. 任期付任用教職員・臨時的任用教職員

- 社会保険等…公立学校共済組合に加入します。  
※月途中で任用が切れる場合、その月の年金掛金は給与から支払われていません。
- 災害補償…公務災害、通勤災害が適用されます。

## 2. 会計年度任用職員

- 社会保険等…非常勤講師は国民健康保険・国民年金等への加入手続きが必要となります。扶養家族になって、家族の健康保険に入ることもできません。※2022年10月以降、週20時間以上の勤務がある場合は公立学校共済に加入。
- 災害補償…労災保険が適用されます。
- 雇用保険…週20時間以上かつ31日以上の任用で適用されます。

# 4 年休や休暇はどうなってるの？

## 1. 任期付任用教職員・臨時的任用教職員

- 任期付任用・臨時的任用教職員の年休・特別休暇は正規教職員と同じです。  
年次休暇…1年につき20日  
※任用期間で計算される20日×(任用期間の日数)/365(端数切捨て)
- 1年以上勤務(若干の雇用中断期間を含む)の場合で前年度の年休未消化日数を繰り越すことができます。
- 病気休暇…1日目(時間単位も含む)から診断書の提出が義務化されています。
- 任用期間内なら長期の病気休暇の取得が可能。  
**代替者も配置されます。**  
※90日までは給料の減額はされず、91日目からは給料の1/2が減額されます。

## 2. 非常勤講師

- 雇用期間6月を超えて勤務する場合に、週あたりの勤務日数に応じて表の通り与えられます。  
取得は勤務時間の長短にかかわらず、授業(1コマ)時間又は、1日単位です。  
※雇用期間が6月を超えない非常勤講師が、契約更新によって、6月を超えることとなった場合は、6月を超えて雇用されることが確定した時点で付与されます。  
※1年以上継続勤務(若干の雇用中断期間を含む)の場合で、前の1年間の全勤務日の8割以上勤務
- した場合、2年目以降、継続勤務年数と週あたりの勤務日数に応じて表の通り付与されます。  
※年休の繰り越し…年休計算は会計年度ごとに行い、その年度、取らなかった日数については、勤務校が変更されない場合においてのみ次年度に繰りこすことができます。

会計年度任用職員の年休/初年度

1週間当たりの勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
年次有給休暇の日数	10日	7日	5日	3日	1日

1週間あたりの勤務日数	勤続勤務年数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	6日	6日	7日	9日	10日	11日
2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日



## 会計年度任用職員「主な特別休暇の付与」について

2022年4月～産前・産後休暇が無給から有給に改善、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、出生サポート（不妊治療）休暇の新設など、大教組の要求が実現しました。産前・産後休暇取得時の代替者の配置など、さらなる非常勤教職員の待遇改善を要求しています。

### 会計年度任用職員「主な特別休暇の付与」について

	種 類	付 与 日 数 等	勤務条件・任用期間条件
有給	危険回避	必要な日・時間	なし
	服喪休暇	【父母配偶者・子】7日以内 【祖父母・兄弟姉妹・父母の配偶者・ 配偶者の父母】3日以内	
	結婚休暇	5日以内で必要な期間	
	妊婦検診	正規職員と同じ	
	産前産後休暇	産前8週、産後8週（多胎16週）	1. 週3日以上または年121日以上の勤務日数 2. 6月以上の任期または6月以上の継続勤務  1.2ともに該当する場合
	配偶者出産休暇	2日以内	
	育児参加のための休暇	5日以内	
	出生サポート休暇 （不妊治療のための休暇）	年度内で5日以内 体外受精及び顕微授精に係る場合は 10日以内	
	夏期休暇	3日以内	
無給	ドナー	必要な日・時間	なし
	育児時間 （1歳まで）	非常勤講師...1日1回60分 非常勤補助員・特職...1日2回（1回30分）	
	生理休暇	必要期間（1回2日以内）	
	病気休暇 （母子保健法規定内）	90日以内	
	病気休暇 （母子保健法規定外）	公 傷...必要期間 公傷以外...90日以内	週29時間または週5日以上かつ任用期間2月以上
	子の看護	年度内で5日以内（2人以上は10日以内）	6月以上の任期が定められている 週3日以上または年121日以上の勤務日数
	短期介護	年度内で5日以内（2人以上は10日以内）	
	介護休暇	180日以内	週3日以上または年121日以上の勤務日数
	介護時間	1日2時間以内（勤務時間内）	なし
	育児休業	出生日から1歳になる前日まで （条件により1歳以降も取得可能）	子の1歳以降も引きつづき在職が見込まれる、 かつ週3日以上または年121日以上の勤務日数
	育児部分休業	1日の勤務時間から5時間45分を引いた 時間をこえない範囲で3歳まで取得可	週3日以上または年121日以上の勤務日数、か つ1日6時間以上の勤務

# 5 母性保護に関する諸権利

任期付任用・臨時的任用教職員の母性保護の諸権利は、基本的に正規教職員と同じ内容です。

- 生理休暇…1回につき2日
- 産前・産後休暇…通算16週間(産前8週、産後8週)  
育児休業は認められていません。
- 妊娠中の体育実技等軽減…妊娠判明時から産前休暇取得前までの必要な期間  
※任用期間中の産休取得が可能になりました。  
(任用期間をまたいで可)(2011年12月～)
- 妊娠中の養護助教諭の負担軽減…妊娠判明時から産前休暇取得前までの必要期間
- 妊娠中の通勤緩和…1日1時間以内の勤務時間の繰り上げ、繰り下げができます。
- 出生サポート(不妊治療)休暇…有給 年5日  
※体外受精及び顕微授精にかかる場合は10日  
①週3日以上または年121日以上勤務日数  
②6月以上の任期または6月以上の継続勤務  
(①②いずれも該当する職員)
- 通院のための休暇  
妊娠23週まで…4週間に1回  
妊娠24週から満35週…2週間に1回  
妊娠36週から出産…1週間に1回  
出産後1年以内…1回  
いずれも医師の指示があればその回数。1回につき1日以内。

## 大 教 済

### 教職員のための 自動車保険

バイク保険もお取り扱いしています



- 「被害者救済・加入者保護」の事故対応で教職員を守ります
- 教職員のための安心・充実の補償をご提供しています
- 教職員のカーライフをトータルでサポートします

お見積りはこちら



大教済自動車保険は、大阪教職員組合が東京海上日動と提携して実施する自動車保険です。

臨時教職員の方も加入できます。  
他県でも継続可能です。

### 教職員のための 総合共済



退職時には掛金が全額戻ります!

月々わずか  
**600円**

- 結婚祝金…1万円
- 出産祝金…5千円
- 結婚記念日祝金…2万円

ご加入はこちら



💡 給付申請をお忘れなく!

ご加入の申込・ご相談は

大教済

〒543-0021大阪市天王寺区東高津町11-9-2F  
TEL.06-6768-4326 FAX.06-6768-9286  
<http://www.daikyosai.jp/>